



# 埼玉県報

第 2782 号  
平成 28 年(2016 年)  
3 月 18 日  
金曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則（産業廃棄物指導課）
- 生活保護法施行細則の一部を改正する規則（社会福祉課）
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則（社会福祉課）
- 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（障害者福祉推進課）
- 旅館業法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）
- 公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）
- 理容師法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）
- 美容師法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）
- 埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則（産業人材育成課）
- 埼玉県園芸振興審議会規則の一部を改正する規則（生産振興課）
- 埼玉県農業水利審議会規則の一部を改正する規則（農村整備課）
- 建設業及び不動産鑑定業者の許可証明等に関する規則の一部を改正する規則（建設管理課）
- 埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する規則（都市計画課）

### 告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（共助社会づくり課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 平方土地改良区の役員就退任届（さいたま農林振興センター）
- 平方土地改良区の役員退任届（さいたま農林振興センター）
- 家畜伝染病予防法第 5 条に基づく検査の実施（畜産安全課）
- 測量法に基づく基本測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）

- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 蓮田都市計画下水道事業白岡公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 東松山都市計画下水道事業嵐山公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 東松山都市計画下水道事業滑川公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 加須都市計画三俣第二土地区画整理事業の換地処分公告（市街地整備課）
- 和光都市計画事業越後山土地区画整理事業の事業計画変更（第 3 回）（市街地整備課）
- 建築士免許の取消し（建築安全課）
- 県道上里鬼石線の区域の変更（本庄県土整備事務所）
- 県道藤岡本庄線の区域の変更（本庄県土整備事務所）
- 県道藤岡本庄線の区域の変更（本庄県土整備事務所）
- 一般国道 254 号の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 県道熊谷寄居線の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
- 県道熊谷寄居線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 県道羽生外野栗橋線の供用の開始（行田県土整備事務所）
- 県道平方東京線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 公文書を検索するための資料に関する告示（警察・文書課）
- 情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努める法人として埼玉県公安委員会が定める出資法人に関する告示（警察・文書課）
- 公文書を検索するための資料に関する告示（警察・文書課）

## 規 則

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第五号

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する

規則

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則（平成十四年埼玉県規則第百十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第十六号中「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第六号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和四十一年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

様式第九号（一）（裏面）中「60日」を「3か月」と改め、「した日」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合は、当該不備を補正した日）」を、「50日」の次に「（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は、70日）」を加える。

様式第十号（一）（裏面）中「60日」を「3か月」と改め、「した日」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合は、当該不備を補正した日）」を、「50日」の次に「（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は、70日）」を加える。

様式第五十一号（裏面）中「60日」を「3か月」と改め、「した日」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合は、当該不備を補正した日）」を、「50日」の次に「（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は、70日）」を加える。

### 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 規 則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成二十年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

様式第十一号（裏面）中「60日」を「3か月」と改め、「した日」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合は、当該不備を補正した日）」を、「50日」の次に「（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は、70日）」を加える。

様式第十二号（裏面）中「60日」を「3か月」と改め、「した日」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合は、当該不備を補正した日）」を、「50日」の次に「（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は、70日）」を加える。

様式第十四号（裏面）中「60日」を「3か月」と改め、「した日」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合は、当該不備を補正した日）」を、「50日」の次に「（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は、70日）」を加える。

様式第十五号（裏面）中「60日」を「3か月」と改め、「した日」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合は、当該不備を補正した日）」を、「50日」の次に「（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は、70日）」を加える。

### 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 規 則

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第八号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（八）を次のように改める。

様式第1号(8) (第2条関係)

身体障害者診断書・意見書(呼吸器機能障害用)

総括表

氏名	年 月 日生	男・女
住所		
① 障害名(部位を明記)		
② 原因となった 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 疾病、先天性、その他( )	
③ 疾病・外傷発生年月日	年 月 日・場所	
④ 参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む。)		
障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日		
⑤ 総合所見		
[軽度化による将来再認定 要・不要] (再認定の時期 年 月 月後)]		
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。		
年 月 日		
病院又は診療所の名称		
所在地		
診療担当科名	科	医師氏名 ㊟
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕		
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に		
・該当する ( 級相当)		
・該当しない		
注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢まひ、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁狭窄等原因となった疾患名を記入してください。		
2 障害区分や等級決定のため、埼玉県社会福祉審議会から改めて次ページ以降の部分についてお問い合わせする場合があります。		

呼吸器の機能障害の状況及び所見

(該当するものを○で囲むこと。)

1 身体計測

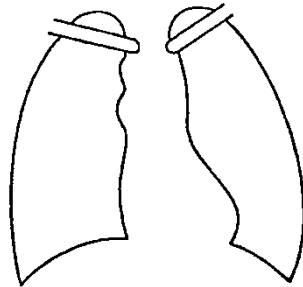
身長                      cm                      体重                      kg

2 活動能力の程度

- ア 激しい運動をした時だけ息切れがある。
- イ 平坦な道を早足で歩く、又は緩やかな上り坂を歩く時に息切れがある。
- ウ 息切れがあるので、同年代の人より平坦な道を歩くのが遅い、又は平坦な道を自分のペースで歩いている時、息切れのために立ち止まることもある。
- エ 平坦な道を約 100m、又は数分歩くと息切れのために立ち止まる。
- オ 息切れがひどく家から出られない、又は衣服の着替えをする時にも息切れがある。

3 胸部エックス線写真所見 (              年              月              日)

- ア 胸膜癒着                      (無・軽度・中等度・高度)
- イ 気腫化                          (無・軽度・中等度・高度)
- ウ 線維化                          (無・軽度・中等度・高度)
- エ 不透明肺                      (無・軽度・中等度・高度)
- オ 胸郭変形                      (無・軽度・中等度・高度)
- カ 心・縦隔の変形              (無・軽度・中等度・高度)



4 換気機能 (              年              月              日)

- ア 予測肺活量：              □.□□ L (実測肺活量：              □.□□ L)
- イ 1秒量：                      □.□□ L (実測努力肺活量： □.□□ L)
- ウ 予測肺活量1秒率： □□.□ % (=  $\frac{イ}{ア} \times 100$ )

(アについては、次の予測式を使用して算出すること。)

肺活量予測式 (L)

男性  $0.045 \times \text{身長 (cm)} - 0.023 \times \text{年齢 (歳)} - 2.258$

女性  $0.032 \times \text{身長 (cm)} - 0.018 \times \text{年齢 (歳)} - 1.178$

(予測式の適応年齢は男性 18-91 歳、女性 18-95 歳であり、適応年齢範囲外の症例には使用しないこと。)



5 動脈血ガス (         年    月    日)

ア  $O_2$  分圧 :     .  Torr

イ  $CO_2$  分圧 :     .  Torr

ウ pH :  .

エ 採血より分析までに時間を要した場合 :  時間  分

オ 耳朶<sup>だ</sup>血を用いた場合 : [    ]

6 その他の臨床所見

様式第一号（十三）中

合計点数	点	
3点項目の有無 <small>（血清アルブミン値、プロトロンビ ン時間、血清総ビリルビン値）</small>	有 ・ 無	有

点	
・ 無	

を

合計点数	点	
（○で囲む。）	5～6点・7～9点・10点以上	5～6点・7～9
肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上における2点以上の有無	有 ・ 無	有 ・

に改める。

点	
点・10点以上	
無	

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 規 則

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第九号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

様式第二号、様式第三号及び様式第六号中「60㍻」を「35㍻」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 規 則

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（平成二十年埼玉県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

様式第二号及び様式第三号中「60㍓」を「3㍓」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 規 則

理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十一号

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則（昭和四十一年埼玉県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

<p>理容所開設届出及び構造設備検査請求書</p> <p>(宛先) 埼玉県 保健所長</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所又は主たる 事務所の所在地 氏名又は名称及 び代表者氏名 印 電 話 F A X</p> <p>下記のとおり開設したいので届け出、及び構造設備についての検査を請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
1 名称（屋号）	
2 所在地	
3 開設予定年月日	
4 管理理容師を置く場合は、 その者の氏名及び住所	
5 理容師の氏名及び登録番号 並びにその他の従業者の氏名	
6 理容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無	
7 構造及び設備の概要	
8 同一の場所で現に美容所（美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第3項に規定する美容所をいう。）が開設されている場合は、当該美容所の名称	
9 同一の場所で美容師法第11条第1項の届出がされている場合（8の場合を除き、当該届出を当該理容所の開設の届出と同時に行う場合を含む。）は、当該美容所の開設予定年月日	

添付書類

- 1 施設の平面図
- 2 設備の配置図
- 3 案内図
- 4 管理理容師を置く場合は、管理理容師講習会修了証書の写し
- 5 理容師法施行規則第19条第2項の診断書
- 6 開設者が外国人の場合は、理容師法施行規則第19条第4項の住民票の写し

注 届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略できます。

## 附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の理容師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十二号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則（昭和四十一年埼玉県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。



様式第1号（第3条関係）

<p>美容所開設届出及び構造設備検査請求書</p> <p>(宛先) 埼玉県 保健所長</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所又は主たる 事務所の所在地 氏名又は名称及 び代表者氏名 印 電 話 F A X</p> <p>下記のとおり開設したいので届け出、及び構造設備についての検査を請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
1 名称（屋号）	
2 所在地	
3 開設予定年月日	
4 管理美容師を置く場合は、その者の氏名及び住所	
5 美容師の氏名及び登録番号並びにその他の従業者の氏名	
6 美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無	
7 構造及び設備の概要	
8 同一の場所で現に理容所（理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2第3項に規定する理容所をいう。）が開設されている場合は、当該理容所の名称	
9 同一の場所で理容師法第11条第1項の届出がされている場合（8の場合を除き、当該届出を当該美容所の開設の届出と同時に行う場合を含む。）は、当該理容所の開設予定年月日	

添付書類

- 1 施設の平面図
- 2 設備の配置図
- 3 案内図
- 4 管理美容師を置く場合は、管理美容師講習会修了証書の写し
- 5 美容師法施行規則第19条第2項の診断書
- 6 開設者が外国人の場合は、美容師法施行規則第19条第4項の住民票の写し

注 届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略できます。

## 附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の美容師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十三号

埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

埼玉県訓練手当支給規則（昭和四十一年埼玉県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「幼稚園及び小学校」を「幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）及び小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県園芸振興審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十四号

埼玉県園芸振興審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県園芸振興審議会規則（平成十五年埼玉県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号を次のように改める。

三 農業委員会ネットワーク機構の理事

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県農業水利審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十五号

埼玉県農業水利審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県農業水利審議会規則（平成十八年埼玉県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号を次のように改める。

四 農業委員会ネットワーク機構の理事

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の第三条第一項第四号の規定により委員に委嘱されている者は、この規則の施行の日に、改正後の同号の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、平成二十八年十一月六日までとする。

# 規則

建設業及び不動産鑑定業者の許可証明等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県規則第十六号

建設業及び不動産鑑定業者の許可証明等に関する規則の一部を改正する規則  
建設業及び不動産鑑定業者の許可証明等に関する規則（昭和三十九年埼玉県規則第九号）の一部を次のように改正する。

「埼玉県収入証紙はりつけ欄」

様式第一号及び様式第二号中「あて先」を「宛先」に

「（注）「許可を受けている建設業種」の欄は、下表中の（ ）内以示された

「埼玉県収入証紙貼付欄」

(建設業種一覧表)

1	土木工事業(土)	8	電気工事業(電)	15	板金工事業
2	建築工事業(建)	9	管工事業(管)	16	ガラス工事業
3	大工工事業(大)	10	パイプ・れんが(タ)	17	塗装工事業
4	左官工事業(左)	11	鋼構造物工事業(鋼)	18	防水工事業
5	とび・土工事業(と)	12	鉄筋工事業(筋)	19	内装仕上工事業
6	薬石工事業(石)	13	ほ装工事業(ほ)	20	機械器具設置工事業
7	屋根工事業(屋)	14	しゅんせつ工(しゆ)	21	熱絶縁工事業

略号で記載すること。  
「（注）「許可を受けている建設業種」の欄は、下表中の（ ）内以示

業(板)	22	電気通信工事業(通)
業(カ)	23	造園工事業(園)
業(塗)	24	さく井工事業(井)
業(防)	25	建具工事業(具)
業(内)	26	水道施設工事業(水)
工(機)	27	消防施設工事業(消)
業(絶)	28	清掃施設工事業(清)

(建設業種一覧表)

1	土木工事業(土)	9	管工事業(管)	17	塗装
2	建築工事業(建)	10	パイプ・れんが(タ)	18	防水
3	大工工事業(大)	11	鋼構造物工事業(鋼)	19	内装仕上工事業
4	左官工事業(左)	12	鉄筋工事業(筋)	20	機械器具設置工事業
5	とび・土工事業(と)	13	舗装工事業(舗)	21	熱絶縁工事業
6	石工事業(石)	14	しゅんせつ工(しゆ)	22	電気通
7	屋根工事業(屋)	15	板金工事業(板)	23	造園
8	電気工事業(電)	16	ガラス工事業(ガ)	24	さく井

された略号で記載すること。

工事業(塗)	25	建具工事業(具)
工事業(防)	26	水道施設工事業(水)
上工事業(内)	27	消防施設工事業(消)
具設置工(機)	28	清掃施設工事業(清)
工事業(絶)	29	解体工事業(解)
信工事業(通)		
工事業(園)		
工事業(井)		

## 附則

この規則は、平成二十八年六月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十七号

埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する  
規則

埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則（昭和四十五年埼玉県  
規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

様式第十号から様式第十三号の二までの規定中「別記第1の2」を「別記第1の  
1」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第三百二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年三月九日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
NPO法人日本スピードボール協会
- 三 代表者の氏名  
疋 野 将 人
- 四 主たる事務所の所在地  
（変更前） 千葉県松戸市常盤平陣屋前九、十五 四百一  
（変更後） 埼玉県越谷市大字恩間六十四番地十一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、国民に対して、スピードボールに関する事業を行い、国民の福祉、健康及び体力づくり並びにスポーツイベントを通じた国際交流に寄与することを目的とする。



## 告 示

### 埼玉県告示第三百三十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十八年三月十八日

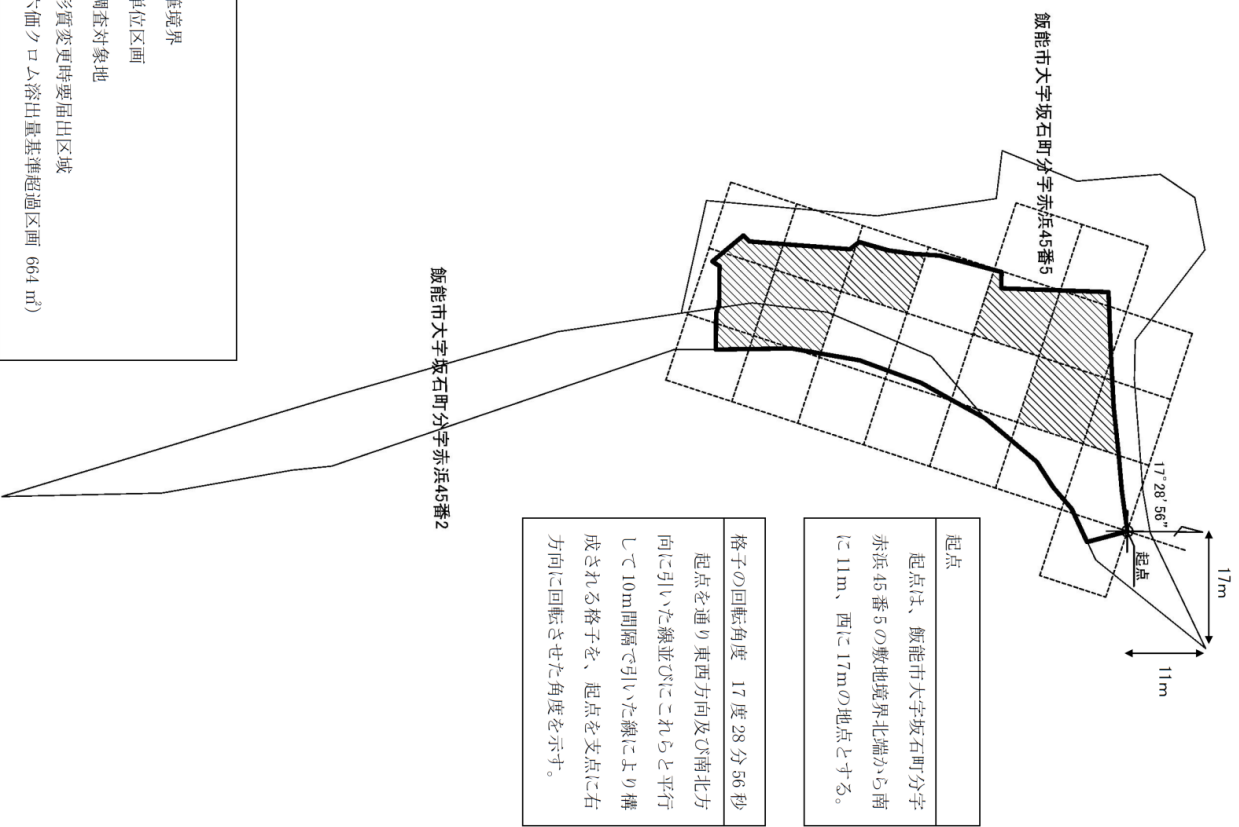
埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県飯能市大字坂石町分字赤浜四十五番二の一部、四十五番五の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
六価クロム化合物

別図



## 告 示

### 埼玉県告示第三百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ新入間店

埼玉県入間市東藤沢二丁目九番一外

##### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 遠藤裕之

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 遠藤裕之

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

##### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十八年十一月五日

##### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四千七百六十九平方メートル

##### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二一六台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一三七台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 七二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二五立方メートル

##### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時三十分から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

届出年月日

平成二十八年三月四日

## 二 縦覧期間

平成二十八年三月十八日から平成二十八年七月十八日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十八年三月十八日から平成二十八年七月十八日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第三百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、  
平方土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住  
所について、次のとおり届出があった。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上田清司

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	今川雄一	埼玉県上尾市大字平方五百三十九番地
理事	永島稔夫	埼玉県上尾市大字平方九百七十番地
理事	松本武重	埼玉県上尾市大字平方五百三十四番地
理事	今川修一	埼玉県上尾市大字平方七百三十二番地
理事	大久保栄一	埼玉県上尾市大字平方二千六百六十九番地
理事	濱野太平	埼玉県上尾市大字平方千八百四番地二
理事	大塚金太郎	埼玉県上尾市大字平方二千六百六十二番地
理事	永島廣忠	埼玉県上尾市大字平方五百九十一番地一
理事	石川直次	埼玉県上尾市大字西貝塚百三十九番地
理事	大竹栄次	埼玉県上尾市大字平方二千百十四番地
監事	福田幸雄	埼玉県上尾市大字平方領々家七百六十二番地
監事	濱野正子	埼玉県上尾市大字平方千八番地
監事	國嶋隆幸	埼玉県上尾市大字平方四百九十三番地

### 二 退任

職名	氏名	住所
理事	今川修一	埼玉県上尾市大字平方七百三十二番地
理事	大塚金太郎	埼玉県上尾市大字平方二千六百六十二番地
理事	今川雄一	埼玉県上尾市大字平方五百三十九番地
理事	永島稔夫	埼玉県上尾市大字平方九百七十番地
理事	山田高次	埼玉県上尾市大字平方九百十六番地
理事	市川明次	埼玉県上尾市大字平方千四百四十七番地
理事	濱野太平	埼玉県上尾市大字平方千八百四番地二
理事	永島廣忠	埼玉県上尾市大字平方五百九十一番地一
理事	石川直次	埼玉県上尾市大字西貝塚百三十九番地
理事	大竹栄次	埼玉県上尾市大字平方二千百十四番地

監事	監事	監事
國	濱	今
嶋	野	川
隆	正	一
幸	子	義
埼玉県上尾市大字平方四百九十三番地	埼玉県上尾市大字平方千八番地	埼玉県上尾市大字平方九百七十一番地一

## 告 示

### 埼玉県告示第三百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、平方土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 氏 名 住 所

理事 松 本 武 重 埼玉県上尾市大字平方五百三十四番地

# 告示

## 埼玉県告示第三百三十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、同項に規定する監視伝染病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 実施の目的

イ 牛のブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症及び牛白血病、馬の馬伝染性貧血及び馬パラチフス、蜜蜂の腐蛆病並びに豚のオーエスキー病の発生の予防

ロ 牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生の予察

ハ 家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生の予察

### 二 実施する区域

県内全域

### 三 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

イ 一のイに係る検査

(1) ブルセラ病、結核病及びヨーネ病

県内で飼育している牛のうち、家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。（4）及び五のイにおいて「省令」という。）第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(2) 伝達性海綿状脳症

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛の死体でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(3) 牛白血病

県内で飼育している牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(4) 馬伝染性貧血

県内で飼育している馬のうち、省令第九条第二項第五号から第九号までに掲げる馬でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの



(5) 馬パラチフス

県内で飼育している馬でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(6) 腐蛆<sup>そ</sup>病

県内で飼育している蜜蜂でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(7) オーエスキー病

県内で飼育している豚でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

ロ 一の口に係る検査

県内で飼育している牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

ハ 一のハに係る検査

県内で飼育している家きんでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

四 実施の期日

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において実施の対象となる家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日

五 検査の方法

イ ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症及び馬伝染性貧血  
省令別表第一に定める方法

ロ 牛白血病

- (1) エライザ法による検査
- (2) その他の検査

ハ 馬パラチフス

- (1) 凝集反応検査
- (2) その他の検査

ニ 腐蛆<sup>そ</sup>病

- (1) 臨床検査
- (2) その他の検査

ホ オーエスキー病

- (1) エライザ法による検査
- (2) ラテックス凝集反応検査
- (3) その他の検査

へ アカバネ病、チユウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱

(1) 中和試験検査

(2) その他の検査

ト 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

(1) ウイルス分離検査

(2) 血清抗体検査

(3) その他の検査

六 その他

実施に関する細目については、実施の対象となる家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の指示による。

## 告 示

### 埼玉県告示第三百三十五号

平成二十七年埼玉県告示第六百二十五号で公示した基本測量は、平成二十八年二月二十六日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第三百三十六号

平成二十七年埼玉県告示第千二百七十四号で公示した公共測量は、平成二十八年二月二十九日終了した旨測量計画機関である久喜市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第三百三十七号

平成二十七年埼玉県告示第八百七十四号で公示した公共測量は、平成二十八年二月十九日終了した旨測量計画機関である三芳町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第三百三十八号

平成二十七年埼玉県告示第千六百六十一号で公示した公共測量は、平成二十八年二月二十六日終了した旨測量計画機関である久喜市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第三百三十九号

平成二十七年埼玉県告示第千四百十七号で公示した公共測量は、平成二十八年二月二十九日終了した旨測量計画機関である坂戸市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第三百四十号

平成二十七年埼玉県告示第千二百五十七号で公示した公共測量は、平成二十八年三月七日終了した旨測量計画機関である長瀬町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司



# 告示

## 埼玉県告示第三百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十年埼玉県告示第千四百六十九号で告示した蓮田都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上田清司

### 一 施行者の名称

白岡市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

蓮田都市計画下水道事業白岡公共下水道

### 三 事業施行期間

昭和五十年十一月四日から

平成三十三年三月三十一日まで

### 四 変更に係る事業地

#### イ 汚水

#### (1) 収用の部分

変更なし

#### (2) 使用の部分

変更なし

#### ロ 雨水

#### (1) 収用の部分

変更なし

#### (2) 使用の部分

変更なし

# 告 示

## 埼玉県告示第三百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成元年埼玉県告示第千四百八十八号で告示した東松山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 施行者の名称

嵐山町

### 二 都市計画事業の種類及び名称

東松山都市計画下水道事業嵐山公共下水道

### 三 事業施行期間

平成元年十一月二十一日から

平成三十三年三月三十一日まで

### 四 変更に係る事業地

イ 汚水

#### (1) 収用の部分

変更なし

#### (2) 使用の部分

平成元年埼玉県告示第千四百八十八号、平成五年埼玉県告示第千二百七十七号、平成六年埼玉県告示第千五百十四号、平成九年埼玉県告示第六百六十三号、平成十四年埼玉県告示第七百五十二号、平成十七年埼玉県告示第千八十三号及び平成二十年埼玉県告示第五百一号の事業地のうち、嵐山町大字菅谷字城、字寺山、字坂下、大字川島字沼下、字豊田及び字屋田を加え、嵐山町大字菅谷字本宿、字清水、字東原、大字志賀字金平、大字川島字岩花及び字長山において事業地を変更する。

ロ 雨水

#### (1) 収用の部分

変更なし

#### (2) 使用の部分

変更なし

# 告 示

## 埼玉県告示第三百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成元年埼玉県告示第二百二十三号で告示した東松山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 施行者の名称

滑川町

### 二 都市計画事業の種類及び名称

東松山都市計画下水道事業滑川公共下水道

### 三 事業施行期間

平成元年二月二十八日から

平成三十三年三月三十一日まで

### 四 変更に係る事業地

イ 汚水

#### (1) 収用の部分

変更なし

#### (2) 使用の部分

平成元年埼玉県告示第二百二十三号、平成六年埼玉県告示第九百六十五号、平成九年埼玉県告示第六百六十四号、平成十四年埼玉県告示第一百一号、平成二十年埼玉県告示第五百号、平成二十一年埼玉県告示第四百五十一号及び平成二十四年埼玉県告示第四百二十六号の事業地に、滑川町大字月輪字北谷及び字間堀並びに大字羽尾字十三塚を加え、滑川町大字月輪字西荒井、字高根、字中道北、字宮前、字築地、字築地前、字溝半田及び字新道上並びに大字羽尾字川向及び字新宿地内において事業地を変更する。

ロ 雨水

#### (1) 収用の部分

変更なし

#### (2) 使用の部分

変更なし

# 告 示

## 埼玉県告示第三百四十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三百三条第三項の規定により、加須市から加須都市計画事業三俣第二土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により、公告する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第三百四十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により  
土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 組合の名称

和光市越後山土地区画整理組合

#### 二 事業施行期間

平成十七年八月二十六日から

平成三十二年三月三十一日まで

#### 三 施行地区

埼玉県和光市南一丁目の一部

#### 四 事務所の所在地

埼玉県和光市南一丁目二十番三十四号

#### 五 設立認可の年月日

平成十七年八月二十六日

#### 六 変更認可の年月日

平成二十八年三月十八日

## 告 示

### 埼玉県告示第三百四十六号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定より、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 免許の取消しをした年月日  
平成二十八年三月九日
- 二 免許の取消しを受けた建築士の氏名  
浅見 忠義
- 三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別  
二級建築士
- 四 第二号に掲げる者の登録番号  
第一四八六三号
- 五 免許取消しの理由  
建築士法第九条第一項第二号による

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県本庄県土整備事務所長 石 関 千 春

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 上里鬼石線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先まで	児玉郡上里町大字七本木字本郷下 三〇一六番四地先から同郡同町大	区 間
一〇・四七 三三・三六	一〇・四七 二一・九八	敷地の幅員 (メートル)
	一五九・一二	延長 (メートル)
	歩道整備工事による。	備 考



## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県本庄県土整備事務所長 石 関 千 春

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 藤岡本庄線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先まで	児玉郡上里町大字七本木字本郷中 三一九八番三地先から同郡同町大	区 間
一〇・四七 二二三・七〇	一〇・四七 一三・一五	敷地の幅員 (メートル)
	二〇一・〇四	延長 (メートル)
	歩道整備工事による。	備 考

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県本庄県土整備事務所長 石 関 千 春

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 藤岡本庄線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
水窪九七九番一地先まで	見玉郡上里町大字藤木戸字寺西二番一地先から同郡同町大字長浜字	区 間
二一・八〇	九・一五 九・三五	敷地の幅員 (メートル)
	四六二・〇〇	延 長 (メートル)
	歩道整備工事による。	備 考

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆 一

<p>路線名</p>	<p>二百五十四号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>大里郡寄居町大字富田字下六反 田二四八六番一地从先から 同郡同町大字富田字堀ノ内二一 一八番一地从先まで (ただし、関係図面に表示する 部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年三月十八日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十二年十二月二十一日付け 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示 第十六号で告示した道路予定区域 の一部供用開始である。 延長六六五・〇〇メートル</p>

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 熊谷寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>同市本田字山ノ腰三八六六番 一地先まで</p>	<p>深谷市本田字山ノ腰三八六四 番一地从から</p>	<p>区 間</p>
<p>一二・一七〇 一二・二六〇</p>	<p>九・一五〇 九・三二〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二八・五〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>自転車歩行者道整備工事</p>		<p>備考</p>



## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆 一

<p>路線名</p>	<p>熊谷寄居線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>深谷市本田字山ノ腰三八六四番一 地先から 同市本田字山ノ腰三八六六番一 地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年三月十八日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十八年三月十八日付け 埼玉県熊谷県土整備事務所長 告示第六号で告示した道路予 定区域の供用開始である。 延長二八・五〇メートル</p>

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県行田県土整備事務所長 園 田 誠 司

<p>路線名</p>	<p>羽生外野栗橋線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>加須市外野字下二〇六番三地 先から 同市佐波字西悪戸四一四番一 地先まで  (ただし、関係図面に表示す部 分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年三月十九日</p>
<p>備考</p>	<p>道路改築工事。 平成二十三年四月八日付け埼玉県 行田県土整備事務所長告示第十一 号で告示した道路予定区域の一部 供用開始である。  延長一〇二六・五〇メートル</p>

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

<p>路 線 名</p>	<p>平方東京線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>八潮市大字鶴ヶ曾根字上根通一 五五番一地先から同市大字鶴ヶ 曾根字下根通三三九番一地先ま で（ただし、関係図面に表示する 部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年三月十八日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成十年三月三十一日付け 埼玉県越谷県土整備事務所 長告示第四六三号における 道路予定区域の一部供用開 始である。延長四六〇・七 メートル</p>

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

#### 一 許可番号

平成二十八年三月七日

指令越建セ第二七〇〇二六一号

#### 二 検査済証番号

平成二十八年三月十一日

越建セ第五三四―一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町百間六丁目六百三十四番一、六百三十四番五、六百三十四番六、六百三十四番七、六百三十四番八、六百三十四番九、六百三十四番十、六百三十四番十一

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目二十六番十一号

一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

#### 一 許可番号

平成二十七年十一月二十日

指令越建セ第二七〇〇一八一号

#### 二 検査済証番号

平成二十八年三月十五日

越建セ第五三七―一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀字島千九百十九番四

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県久喜市青葉一丁目一番 一〇―三〇五号

小澤 武史



## 告 示

### 埼玉県教委告示第十三号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

一 日時

平成二十八年三月二十三日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 魅力ある県立学校づくりの方針について
- ロ 埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則について
- ハ 埼玉県教職員住宅管理規則の一部を改正する規則について
- ニ 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則について
- ホ 埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令について
- ヘ 埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- ト 埼玉県いじめ問題調査審議会委員の任命について
- チ 公文書不開示決定処分に係る異議申立て事案の決定について
- リ その他

告 示

埼玉県公安委員会告示第49号

平成13年埼玉県公安委員会告示第267号（埼玉県情報公開条例第31条に規定する公文書を検索するための資料について）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月18日

埼玉県公安委員会委員長 阿 部 理 一 郎

告示文中「第31条」を「第35条」に改める。

## 告 示

埼玉県公安委員会告示第50号

平成24年埼玉県公安委員会告示第66号（埼玉県情報公開条例第33条第1項の規定により情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努める法人として埼玉県公安委員会が定める出資法人について）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月18日

埼玉県公安委員会委員長 阿 部 理 一 郎

告示文中「第33条第1項」を「第37条第1項」に改める。

告 示

埼玉県警察本部告示第34号

平成13年埼玉県警察本部告示第2号（埼玉県情報公開条例第31条に規定する公文書を検索するための資料について）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月18日

埼玉県警察本部長 貴 志 浩 平

告示文中「第31条」を「第35条」に改める。